

## 「くらし応援商品券」取扱要綱

### (趣旨)

第1条 くらし応援商品券（以下「商品券」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (取扱店)

第2条 商品券を使用できる店舗等を「取扱店」という。

### (対象商品)

第3条 商品券は、取扱店が取扱う商品及びサービス（飲食店を含む）について使用できるものとする。但し、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 換金性の高い商品（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等）の購入
- (2) 「風俗営業等の規則及び、業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項及び第13項に該当する営業に係る支払い
- (3) 通信販売商品
- (4) 出資や債務の支払い
- (5) 仕入等の事業活動に伴う経費の支払い
- (6) 自社（店）商品の買取り
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 宗教・政治団体や公序良俗に反する営業に係る支払い

### (つり銭)

第4条 商品券を使用の際にはつり銭は支払わないものとする。

### (商品券の取扱)

第5条 取扱店は不正防止のため消費者から受取った商品券を適正に管理、保管すること。

- 2 商品券の使用期間は令和8年7月1日（水）から同年12月31日（木）までとする。

### (換金方法)

第6条 換金は1事業者原則月2回までとし、換金受付期間は令和8年7月から令和9年1月29日（金）までとする。

- 2 商品券を換金する場合は、「くらし応援商品券事業」事務局のある倉吉商工会議所へ商品券と必要事項を記載した「くらし応援商品券」換金依頼兼受付書（様式第1号）を持参し、照合を受け受付書を受け取るものとする。

- 3 商品券はホッチキス留をしないで持参するものとする。
- 4 換金受付時間は午前9時から午後4時までとする。
- 5 換金受付期間終了後の換金には応じないものとする。
- 6 第2項の換金依頼兼受付書で照合を受けた金額を、換金受付を行った日から10日以内に取扱店の指定した口座へ振込むものとする。

(取扱店の責務)

第7条 取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 倉吉商工会議所が発行する取扱店登録証に記載してある店舗以外で商品券を取扱わないこと。
- (2) 第5条第2項に定める商品券の使用期間終了後の利用は受け付けないこと。
- (3) 取扱店は、消費者に取扱店であることが分かるよう倉吉商工会議所が配布するポスターとステッカーを消費者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 商品券の使用期間終了後はポスターとステッカーを外すこと。
- (5) 商品券に発行者印、番号のないもの等、偽造等不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに倉吉商工会議所に申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (7) 倉吉商工会議所が本事業に関して調査等を行うときには協力すること。

(取扱店の資格の喪失等)

第8条 第3条及び前条の各号に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店資格の取り消し及び損害金の申し受けを行うことがある。

(紛失等の責務)

第9条 利用者から受取った商品券の盗難、紛失、滅失は取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第10条 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに倉吉商工会議所に届け出るものとする。

(その他)

第11条 本要綱に定めのない事項については、取扱店と倉吉商工会議所双方が協議の上、対応するものとする。

附則

- 1 本要綱は令和8年2月2日から施行する。